

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和五年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡海田町字稲葉五一五―一、五一五九、五一六〇、五一六三―一、五一六三―四の一部、安芸郡海田町寺迫二丁目五一六四―一の一部、五一六四―二、五一六五―一、五一六五―二、五一六五―三、五一六五―四、五一六六、五一六七―一、五一六七―三の一部、五一七七―一、五一七七―二、五一七七―三、五一七八―三、五一七九、五一八〇、五一八一―一、五一八一―三、五一八一―四、五一八三の一部、五一八四―一の一部、五一八四―三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区中町七番一六号

東亜地所株式会社

代表取締役 西本 義弘